

平成26年4月1日策定

修文女子高等学校「いじめ防止基本方針」

1 はじめに

いじめは、「いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもの」をいう。具体的には、「自分より弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」とされている。

学校・家庭・地域その他の関係者が連携の下、いじめ問題の克服に向けて取組むよう「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を策定する。

2 いじめ防止の基本理念

教職員は、いじめを「しない、させない、絶対に許さない」を理念に教育活動に臨み、学校におけるあらゆる場面において的確な指導を行い、心の通う望ましい人間関係を構築することができる生徒を育み、教職員が一体となって継続的な取組をすることにより、いじめに向かわせない学校風土を醸成する。

3 いじめ防止の基本的な考え方

いじめは、どこの学校でも起こり、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃から些細な兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、早期に学校全体で組織的に指導にあたらなければならない。

また、いじめの加害・被害という当該生徒関係だけではなく、観衆としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、周囲で暗黙の了解を与えている傍観者の存在にも注意を払い、的確な指導を行うことが必要である。

学校は、生徒教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切であり、生徒が互いに認め合える人間関係をつくり、集団としての一員としての自覚と自信を身に付け、人間的に成長できる学校づくりに取組む。

【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅かし文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥づかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

4 いじめ防止対策組織

いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

(1) 「いじめ対策委員会」の組織

ア 委員は、校長、教頭、教務課長、生徒課長、生徒指導主事、学科主任、教育相談係担当者、養護教諭で構成する。（事案の内容により必要に応じて、スクールカウンセラー、PTA役員のほか、その都度必要とする専門家等を加える。）

イ 委員会は生徒課が所管する。

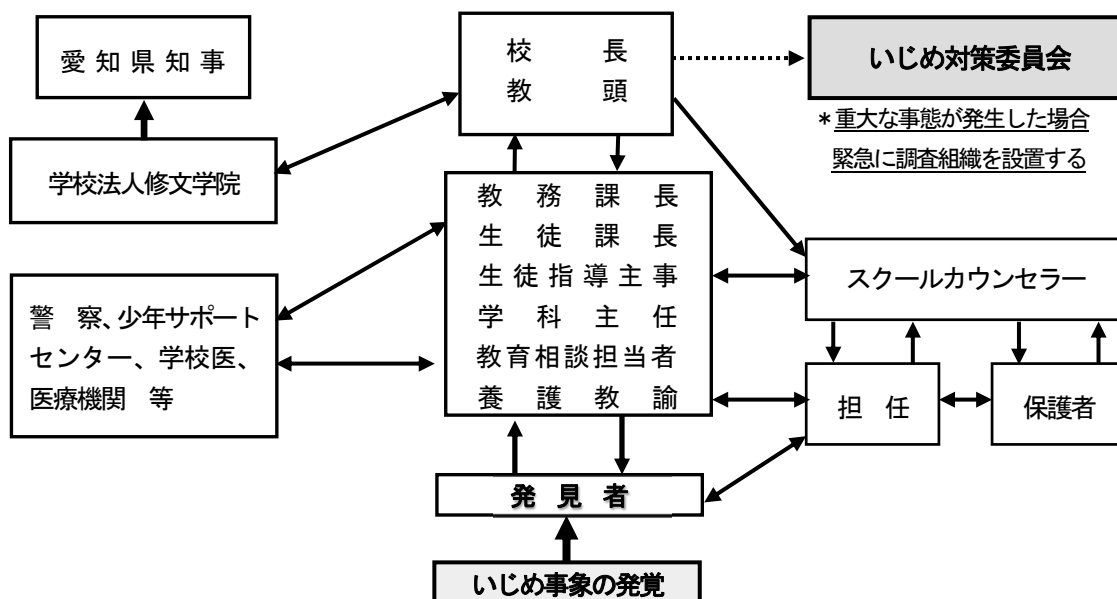
ウ いじめ問題に対する校内支援体制

委員会が、事案に応じて、委員会が適切な教職員等をメンバーとする指導・支援体制を決定し、実際の対応を行わせる。いじめ防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係教職員を追加する。

また、ネットに係るいじめなどでは、インターネットに詳しい教職員を召集するなど、適切な構成員に

よりチームを組んで、柔軟に対応出来るようにする。

【組織図】



(2) 「いじめ対策委員会」の役割及び機能

ア 取組の検証（PDCAサイクル）

いじめ防止の年間計画を策定し、計画に基づき取組を行い、学校評価の中間評価や年間評価を実施し、その結果を検証して基本方針等の見直しを行う。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- (ア) 年度初めに職員会で「いじめ防止基本方針」を周知する。
- (イ) 「いじめ対策委員会」で検討した内容を職員会等で報告する。
- (ウ) 現職研修で「いじめ」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

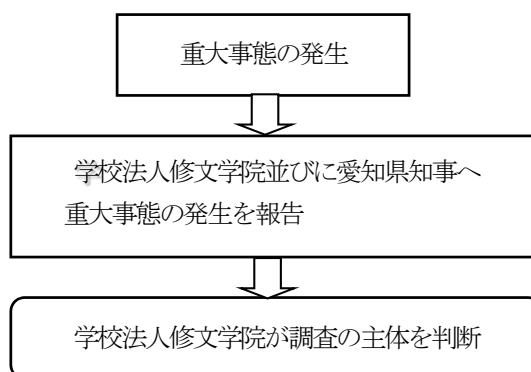
「いじめ防止基本方針」及び「学校評価」結果を、ホームページに掲載する。

エ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに学校法人修文学院に報告するとともに愛知県知事へ報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図」に基づき対応する。

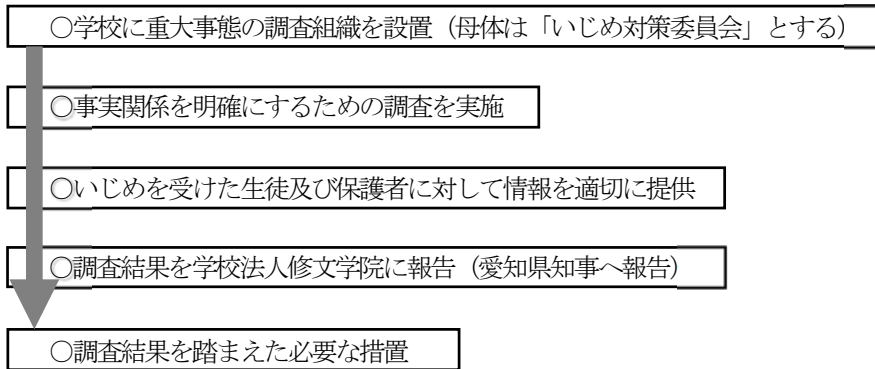
学校が調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。また、学校設置者が調査主体の場合は、設置者の指示のもと調査に協力する。

【重大事態対応フロー図】



《 学校が調査主体の場合 》

学校の設置者の指導のもと、以下のような対応に当たる。



《 学校設置者が調査主体の場合 》

○設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

5 いじめの防止等に関する具体的な取組

教職員は、いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象にいじめに向かわせないための的確な指導を行い、未然防止に取り組む。

取組	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域との連携
(1) 未然防止の取組	<p>ア 現職研修等を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。</p> <p>イ 学校教育活動(学級経営、道徳教育・人権教育の充実、体験活動等)を通して、他者を尊重し、思いやり、生命や人権を大切にす態度を育成する。</p> <p>ウ 体罰はもとより教職員による言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方に細心の注意を払う。</p> <p>エ 授業公開、授業の互見を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。</p>	<p>○挨拶運動、登下校指導(通年) 【フット・マ-向上委員会・生徒課】</p> <p>○リエンション宿泊(1年生) 【総務課】</p> <p>○交通安全指導【生徒課】</p> <p>○健康調査・観察(通年) 【生徒課】</p> <p>○総合的な学習時間 「14歳からの哲学」を教材に道徳、人権について学習(通年) 【教務課】</p> <p>○授業観察(前期4月、後期9月) 【教務課】</p> <p>○公開授業(5月、6月) 【教務課】</p> <p>○授業互見(10月~11月) 【教務課】</p> <p>○個人面談の実施(4月、12月、3月) 【各学科】</p> <p>○インタービュ-・ボランティア活動(7月、8月) 【進路課、生徒課】</p> <p>○人権週間啓発活動(12月) 【生徒課】</p> <p>○進路関係行事(講話、セミナー、職業理解講座等1.2年生) 【進路課】</p> <p>○教員研修(各学期) 【教務課・生徒課】</p> <p>○学科別集会(4月、7月) 【各学科】</p> <p>○「いじめアンケート」の実施 【生徒課】</p> <p>○情報モラル講話(3月) 【生徒課】</p>	<p>○進路関係保護者説明会(3年生:4月、7月、9月) 【進路課】</p> <p>○保護者会(7月、12月) 【各学科・教務課】</p> <p>○授業参観(6月) 【教務課】</p> <p>○PTA役員会(年3回)・PTA代議員会・評議員会(年2回) 【総務課】</p> <p>○PTA総会(5月) 【総務課】</p> <p>○七夕まつりク-ンアップ活動(1年生・有志:7月) 【生徒課】</p> <p>○PTA合同交通安全指導(9月) 【総務課・生徒課】</p> <p>○文化祭バザー(9月) 【総務課・生徒課】</p>
(2) 早期発見の取組	<p>ア 教職員は、日頃から「いじめは、どこの学校でも、どの生徒でも、起こりうる」との意識のもと、生徒の</p>	<p>○教育相談の周知 【生徒課】</p> <p>○「いじめアンケート」の実施 【生徒課】</p>	<p>○保護者会(7月、12月) 【各学科・教務課】</p>

	<p>些細な兆候や変化を積極的に認知するように努める。</p> <p>イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ対策委員会」に報告し組織的に対応する。</p> <p>ウ 個人面談や定期的なアンケート調査、教育相談の充実を図り、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。</p>	<p>○個人面談の実施(4月、12月、3月) 【各学科】</p>	
(3) いじめに対する措置	<p>ア いじめの事実を受けた場合には、事実確認等に迅速に対応し、教職員全員の共通理解の下で被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、加害生徒に対しては、教育的配慮の下に、毅然とした姿勢で指導にあたる。</p> <p>イ いじめの事実を受けた場合は、事実関係を聴取後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。</p> <p>また、事案の内容により関係機関、専門機関との連携の下で、プライバシーに十分留意して協力を得て対応する。</p> <p>ウ いじめが起きた集団等への働きかけを行い、自分の問題として捉えさせ、いじめをはやしたてるなど同調する行為はいじめに加担する行為であることを十分に理解させ、いじめは絶対に許せない行為であり、根絶しようという態度をいきわたらせるように徹底して指導を行う。</p> <p>エ インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等と連携しながら慎重に行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。</p>	<p>○いじめ事案に対して組織的に対応(いじめ事案に対する措置イメージ図参照) 【いじめ対策委員会・生徒課】</p>	<p>○専門家や関係機関との連携</p>
(4) 点検・検証・見直し		<p>○教職員対象の「取組アンケート」の実施(アンケート結果や取組の実施状況)を検証する。 【いじめ対策委員会】</p> <p>○学校評価の評価項目として「中間評価」「自己評価」を行い、その結果を検証する。 【いじめ対策委員会】</p>	<p>○学校関係者評価(自己評価)</p>

【いじめ事案に対する措置イメージ図】

